

令和 4 年 5 月 27 日

第 10 回

出水市農業委員会定例総会議事録

出水市農業委員会

招 集 日 時 及 び 場 所

日 時 令和4年5月27日
午後1時30分～午後4時40分
場 所 出水市役所本庁 1階多目的ホール

出 欠 委 員

(1) 出席委員

農業委員

会 長 横 峯 均

7 番	山口 安任	1 3 番	犬童 正成
2 番	樋口 修	8 番	小倉 幸夫
3 番	福本 悟	9 番	尾道 睦雄
4 番	松元 浩文	1 0 番	大塚 雄二
5 番	大久保 友恵	1 6 番	久野 敏朗
		1 7 番	外園 優
		1 2 番	花園 ハルエ
		1 8 番	澤田 泰之

農地利用最適化推進委員

2 5 番	岩元 慎太郎	2 9 番	吉田 直
2 1 番	田中 智彰	2 6 番	内木場 義友
2 2 番	中谷 國三	3 0 番	山口 廣喜
2 3 番	澤田 みね子	2 7 番	武宮 豊
2 4 番	三原 仁	3 1 番	坂元 敦信
		3 2 番	花田 初男

(2) 欠席委員

農業委員

1 番 大城 勝司 6 番 井町 和夫 1 1 番 松元 重忠

農地利用最適化推進委員

2 0 番 時吉 大喜

そ の 他 出 席 者

吉岡、犬渕、倉本、荒木、大島

会 議 に 付 し た 事 件

議案第 1 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農用地利用集積計画について
議案第 3 号	農地中間管理権の取得について
議案第 4 号	農用地利用配分計画について
議案第 5 号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
議案第 6 号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 7 号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 8 号	非農地判断について

議長 皆さんこんにちは、ただいまから第10回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただいまの農業委員の出席は16人で定足数に達しております。
なお、1番委員、6番委員、11番委員から欠席届が提出されています。
推進委員につきましては、20番委員から欠席届が提出されています。
議事録署名委員を指名いたします。
2番委員と17番委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。
（「異議なし。」という者あり。）
会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告
総会後の業務報告等（会長報告、省略）
合意解約等の報告（事務局報告、省略）

議長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局及び調査員の説明をお願いします。

事務局 （議案第1号について総会資料により説明）

議長 15番委員の調査結果の報告をお願いします。

15番 15番です。5月24日、9番委員、25番委員、私、事務局職員で調査、審議した結果を報告いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転、申請番号5-1から5-4を報告いたします。

5-1、図は9ページ左側を御覧ください。申請地はマルトミフーズから南東へ160m程の所で許可後は水稻を耕作されるとのことでした。荒打ち耕うん等まだされておりましたが、その後の作業をされれば水稻耕作が可能な状況でした。

5-2、図は9ページ右側を御覧ください。申請地は平和団地から北へ600m程の所です。許可後はかんしょを耕作されるとのことでした。軽い耕うんがされており、すぐにでも作付け可能な状況でした。

5-3、図は10ページ左側を御覧ください。申請地は、吉井中央病院から北へ350m程、ゴルフ場のコースわきといった所でした。許可後はかんしょを耕作されるとのことでした。また、耕うんがされておらず少々荒れかけた草地という感じはありましたけれども、周辺は野菜等が作付けされてきれいな畑ばかりでしたので、今後少し時間と手間が必要な感じもありましたが、作付け可能な状況と思いました。

5-4、図は10ページ右側を御覧ください。申請地は西出水運動公園から南へ650m程の所です。許可後はブドウを耕作されるとのことでした。現在は2面ともビニールハウスが立っている場所でしたが、そちらを譲渡人の方が解体したうえで、譲受人の方がその後ブドウを栽培されるとのことでした。

以上、所有権移転第5-1から第5-4は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、9番委員の調査結果の報告をお願いします。

9番 9番です。調査日等については、先ほど報告がありましたので、省略させていただきます。

所有権移転第5-5から第5-7までと賃借権設定第5-101について報告をさせていただきます。

まず、申請番号5-5、地図も写真もお手元にあるかと思いますが、位置図は11ページ左側になります。その写真になります。申請地はツジテックの会社から南西へ約470m行った所で譲渡人と譲受人は知人ということでした。譲受後は野菜を作られるそうで、現在、位置図の右側の〇〇〇〇番〇の畑には里芋が植えられていました。なお、申請地の〇〇〇〇番〇、位置図の右側になりますが宅地の下側が農地とは言えない状況ではありましたが、農地の原状回復の確約を提出していただいているということで、早急に近日中にそのようにするというような確約をいただいているそうです。

申請番号5-6、位置図は11ページの右側と12ページの左側になります。申請地は高尾野町江内にあります荒崎展望台公園から半径150mくらいに位置しておりまして3か所に散らばっておりますが、1か所11ページの右側の地図の黒い矢印になっている所が12㎡ほどありますが、その隣が譲受人の奥様の名義の畑と接しておりまして、譲受後は、じゃがいもや野菜、その他の所が果樹などが植えられておりましたので、多少荒れ気味ではありましたが、今後手入れをされるということでございました。

申請番号5-7、地積図は12ページの右側になります。申請地は江内中学校から東へ250mほどの所に位置しておりまして、周りは水田地帯で申請地の〇〇〇〇番〇と隣の〇〇〇〇番〇は既に水田一枚になっておりました。なお、〇〇〇〇番〇は譲受人の水田でありまして、この一帯よく管理されておりました。

次に申請番号5-101、位置図は13ページになります。申請地は米ノ津にあります鶴寿園から南へ170mほど行った所に位置しておりまして、ここの周りは水田地帯です。貸主と借主はいとこの関係で賃借期間は5年ということでありまして、なお、申請地は6月末まで他の方との契約がありましたが、双方の話し合いにより了解済みということで、今回の申請に至ったということでありまして、申請地は今回、借主が既に耕うん、整地をされまして田植えの準備がなされておりました。

以上、所有権移転第5-5から第5-7及び賃借権設定第5-101は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断しました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長 2番委員どうぞ。

2番 2番です。先ほどの写真を見ればですね、〇〇〇〇番〇の所の農地を、建物があるみたいな感じなんですけど、これを元に戻すということでしょうか。農地に戻すと確約書を作っているみたいなんですけど。写真を見ると建物が立っているような気がするのですが。

9番 はい。ちょっとした農機倉庫でして取り壊そうと思えばすぐにも取り壊せるような状況でございました。ですから、この黄色い線がある所まで本来であれば農地ということですが、ここに、当日は空でしたが農機を入れるようなことでお伺いしております。

2番 わかりました。

議長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議長 ないようですので、調査員の報告では許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、調査員の報告どおり全件許可と決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号農用地利用集積計画について、議案第3号農地中間管理権の取得について及び議案第4号農用地利用配分計画についてを一括して議題といたします。

その前に該当の委員さんがいらっしゃいます。協議に従って退室をお願いします。〇〇委員の退室をお願いします。

(8番委員 退室)

議長 事務局説明をお願いします。

事務局 (議案第2号申請番号5-3、議案第4号申請番号5-1について総会資料により説明)

議長 9番委員をお願いします。

9番 9番です。5月24日、15番委員、25番委員、事務局職員と審議した結果を報告いたします。ただいま事務局から説明ありました案件につきましては、農業経営基盤法強化促進法第18条第3項の要件を満たしておりますので、適当と判断をいたしました。

議長 事務局及び調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(なしの声あり)

議長 ないようですので、調査員の報告どおり適当と決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 それでは、調査員の報告どおり適当と決定いたします。

(8番委員 入室)

議長 事務局をお願いします。

事務局 (総括表に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。15番委員、審議結果の報告をお願いします。

15番 15番です。審議日時等は、先ほどと同じですので省略いたします。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明、報告が終わりました。御意見、御質問をお受けします。

(なしの声あり)

議長 なしということで、調査員からは適当と報告されましたが、調査員の報告どおり全件適当と決定してもよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 それでは、議案第2号農用地利用集積計画について、議案第3号農地中間管理権の取得について及び議案第4号農用地利用配分計画については、全件適当と決定いたします。

議長 議案第5号農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局 (議案第5号編入第1項について総会資料により説明)

議長 18番委員をお願いします。

18番 18番です。5月25日、16番委員と29番委員と事務局職員で調査した結果を報告い

たします。申請地は、高尾野町江内、平坊自治公民館から南西へ450mほどに位置しています。地図は下の方の5-1編入の中央斜線部分64ページになります。事務局から説明があったように露地果樹が作付けされて、優良な農地で、現在も果樹を適正に管理されており、今後改植事業を実施し、農業経営の改善を図るためのもので、問題ないと思われ、現在、M16というデコポンの品種が作付けされていて、それを大将季と先ほど事務局から説明があったように変えるそうです。調査の結果、今後も農地として有効活用される見込みがあると思われ、農用地区域への編入は適当と判断しました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。
(なしの声あり)

議長 ないようですので、調査員の報告では適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。
(はいの声あり)

議長 編入につきましては、適当と決定いたします。

議長 除外申請についてを議題といたします。

事務局 (除外申請第1項について説明)

議長 13番委員をお願いします。

13番 13番です。5月25日、14番委員と27番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。地積図は63ページの第1項でございます。申請地は、高尾野町下水流、南九州西回り自動車道高尾野I.Cから西へ250mほどに位置し、現在は不耕作の田でございます。申請面積は、新たに作業場及び駐車場として利用する敷地面積として、1,775㎡であり妥当であると思われ、造成については、1m程度盛り土をして利用し、隣接農地等との境界には、よう壁を設置するということでございます。生活雑排水については、合併浄化槽、雨水は申請地横の水路を利用されます。農用地区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われ、調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地用途区分変更の要件を満たしていますので、やむを得ないと判断しました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。
(なしの声あり)

議長 ないようですので、調査員の報告ではやむを得ないと報告を受けましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。
(はいの声あり)

議長 除外申請につきましては調査員の報告どおりやむを得ないと決定いたします。

議長 続きまして、議案第6号農地法第4条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局 (議案第6号について総会資料により説明)

議長 14番委員、調査の報告をお願いします。

14番 14番です。調査日等については、13番委員から報告ありましたので省きます。申請地は、緑町、ハローワークいずみから南へ約50m入った所にある土地です。申請面積は貸駐車場とあるんですけど、位置図が67ページにあります、申請地という所に今まで自分たちの事業所の車を止めたり、隣のパーマ屋さんの車が止まったりして、警察の方からいろ

いとクレーム等があつてはいけないと迷っていたところ、地権者の方へ相談ができ、ここに駐車をするという話が進んだということです。造成については、0.6mから0.7m程度盛り土をして、隣接地境界には、土留めブロックを設置し、土砂が流出しないようにするという事です。雨水については、自然流下ということです。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、事務局第5-2項の説明をお願いします。

事務局 (第5-2項について総会資料により説明)

議長 14番委員、調査の報告をお願いします。

14番 14番です。申請地は、緑町、ハローワークいずみから東へ150mほどの所にある土地です。申請面積は、共同住宅2棟を建築し一体利用地として利用するという事で、生活雑排水は下水道へ、雨水については、道路側溝を利用されます。いびつな形ですが〇〇番〇宅地という所に、先ほど事務局から説明があつたんですが、ここにある物置を壊して整形して利用するとのことで、周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、事務局第5-3項の説明をお願いします。

事務局 (第5-3項について総会資料により説明)

議長 14番委員、調査の報告をお願いします。

14番 14番です。67ページの地図を皆さん見てもらったら、第5-3項を右側にちょっと移動してくつつけたような場所になるんですが、左側に〇〇番〇宅地とありますが、この所に始末書添付で、〇〇番〇の真ん中辺にブロックを積んで半分は〇〇番〇の宅地と一緒にアスファルトをして使つてある状態で、残りの少ない所に先ほどあつた〇〇番〇の5-2の倉庫を壊した物がこっちに回ってくるというようなかっこうですので、何の問題もなく許可相当と判断しました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(なしの声あり)

議長 なしということで、調査員の報告では全件許可相当との報告を受けましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 議案第6号農地法第4条の規定による許可申請については、全件許可相当と決定いたします。

議長 議案第7号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第7号第5-1項について総会資料により説明)

議長 13番委員、調査の報告をお願いします。

13番 13番です。申請地は、高尾野町上水流、株式会社ツジテックから東へ350mほどに位置し、不耕作の畑であります。申請面積は、資材置場を設置する面積として2,483㎡であり、妥当であると思われます。造成については、くぼ地の部分を整地する程度で1.2㎡程度盛り土をされるということです。雨水については、基本的には自然流下ですが、申請地

横に河川に向かって排水路を設置し流すということでございます。周辺農地への影響はないと思われま。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長 事務局第5-2項の説明をお願いします。

事務局 (第5-2項について総会資料により説明)

議長 13番委員、調査の報告をお願いします。

13番 13番です。申請地は、高尾野町、下水流小学校から北へ250mほどに位置し、不耕作の畑でありました。申請面積は、一般住宅1棟を建築する面積として412㎡であり、妥当であると思われま。造成については、現状のまま利用して、隣接農地等との境界にはブロックを設置するということです。生活雑排水は下水道、雨水については道路側溝へ流すとのことで、周辺農地への影響はないと思われま。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長 続きまして、事務局第5-3項の説明をお願いします。

事務局 (第5-3項について総会資料により説明)

議長 18番委員、調査の報告をお願いします。

18番 18番です。調査日等については、先ほどと同様ですので省略します。地積図は73ページの右側で中央斜線部分になります。申請地は、高尾野町下高尾野、石坂分署から北東へ250mに位置し、不耕作の畑でした。南側の大きい公道があるのですが、これは504号線です。本城こんにゃく店さんの向かい側になります。南側の宅地〇〇〇〇番〇の右側3m部分を分筆購入して宅地なのですが、そちらと一体利用になっています。右側3mほど入って畑の〇〇〇〇番〇に一般住宅を建てるということです。500㎡を超えて580㎡なのですが、先ほど事務局から説明があったとおり通路部分と転回場所が必要なため等の理由書が添付されており、妥当であると思われま。造成については、30cm程度盛り土をし、隣接地等の境界にはブロックを設置する予定です。生活雑排水は下水道、雨水は道路側溝を利用します。周辺農地への影響はないと思われま。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長 続きまして、事務局第5-4項の説明をお願いします。

事務局 (第5-4項について総会資料により説明)

議長 18番委員、調査の報告をお願いします。

18番 18番です。地積図は74ページの右側になります。申請地は、大野原町、Aコープ西いずみ店から西へ200mに位置し、不耕作の畑でした。申請面積は、建築条件付き住宅7棟を建築する面積として、一体利用地を含めて2,771㎡であり、妥当と思われま。中央の網掛け部分になるのですが、形がいびつになっているのですが、西側の大きい区画と少し小さい区画の外周の地権者が別々であって、形がいびつなカタカナのトみたいな形になっていて、左側の広い方には4棟、東側の飛び出した所に3棟建設予定だそうです。周りが少し残るので、外側の土地の所有者が植木を植えていて、それをその外周部にはまた移植して植木畑として利用されるそうです。造成については、30cmから最大60cm程度盛り土をします。隣接地等の境界にはブロックを設置する予定です。畑かんがありました。撤去するということで話が済んでおります。生活雑排水は下水道、雨水は道路側溝を利用します。周辺農地への影響はないと思われま。調査の結果、農地区分と転用目的

に問題はないので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 事務局第5-5項の説明をお願いします。

事務局 (第5-5項について総会資料により説明)

議長 18番委員、調査の報告をお願いします。

18番 18番です。地図は74ページの左側になります。申請地は、高尾野町柴引、高尾野中学校から南へ200mほどに位置し、不耕作の畑でした。申請面積は、一般住宅1棟を建築する面積として、355㎡であり、妥当であると思われます。中央の斜線部分が申請地になります。膝丈くらいの草が生い茂っているようなかたちで不耕作でした。周りの北側の〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番も同じような感じで、三角形の北側の道路沿いにある細い田んぼがカボチャなどが作付けされている状態でした。北側の道路みたいな所は出水平野土地改良区の道路だそうです。畑と区別がつかないようなかたちになっていました。生活雑排水は下水道、雨水は道路反対側に側溝が流れていまして、そちらに接続して利用されるということでした。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、事務局第5-6項の説明をお願いします。

事務局 (第5-6項について総会資料により説明)

議長 16番委員、調査の報告をお願いします。

16番 16番です。調査日等については、先ほど18番委員から報告がありましたので省略します。申請地は、武本、下中自治公民館から西へ80mほどに位置した不耕作の畑です。地積図は72ページの右側になります。斜線部分で若干いびつにはなっておりますが、申請面積は建売住宅2棟の敷地面積として、633㎡で妥当な面積だと思われます。造成につきましては、市道からの入口が若干高くなっておりまして、スロープ状に50cmほど切り土を行うということで、敷地調整のため20cm程度の盛り土を行うということでした。隣接境界等については、ブロックを2段ほど設置するという事です。生活雑排水は下水道、雨水は道路側溝を利用するそうです。周辺はほとんど宅地になっておりまして、周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 事務局第5-101項の説明をお願いします。

事務局 (第5-101項について総会資料により説明)

議長 13番委員、調査の報告をお願いします。

13番 13番です。第5-101項については、63ページの農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、除外第1項で説明しましたので省略いたします。許可相当と判断いたしました。

議長 続きまして事務局第5-102項の説明をお願いします。

事務局 (第5-102項について総会資料により説明)

議長 16番委員、調査の報告をお願いします。

16番 16番です。申請地は、西出水町、西出水保育園のすぐ隣、南側に位置し、一部不耕作の畑でした。地積図は75ページの右側になります。斜線部は若干かぎ型になっておりますが、保育園の隣というような場所です。先ほど事務局から説明があったように児童クラブを1棟建設するという事です。国県の補助金をもらうということで建設をされます。建築面積と

しては656.31㎡であり、妥当であると思われます。造成については現状のまま利用し、隣接境界等については、ブロック塀を設置するということです。生活雑排水は、下水道、雨水は敷地内に排水溝が設置されておりそこを利用するということです。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。
(なしの声あり)

議長 ないようです。調査員の報告では全件許可相当との報告を受けましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。
(はいの声あり)

議長 それでは、議案第7号農地法第5条の規定による許可申請については、全件許可相当と決定します。

議長 続きまして、議案第8号非農地判断についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 (議案第8号第5-1項について総会資料により説明)

議長 16番委員、調査の報告をお願いします。

16番 16番です。第5-1項です。申請地は、高尾野改善センター北側に位置し、既に住宅1棟が建っており、残地部分は駐車場というか庭として管理をされておりました。地積図は77ページの左側を御覧ください。〇〇〇番〇の田は庭という形になっていました。その上の〇〇〇番〇に住宅が建っております。更に上の方に横に長くありますが、ここはもう雑草とか低い木が植わった状態で、その上がJR鹿児島本線の線路になっている所で手狭になっている状態でした。状況からみて、とても農地に復元するのは困難な状態だと思いました。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続きまして、事務局第5-2項の説明をお願いします。

事務局 (第5-2項について総会資料により説明)

議長 16番委員、調査の報告をお願いします。

16番 16番です。申請地は、高尾野町の野平自治公民館から南へ200mほどに位置した所で、現在、竹林になっておりました。地積図は77ページの右側になります。斜線部分は見た目は区画整理されているようなのですが周りはちょっと竹林になっておまして、斜線部分の右側が谷になっておまして、とても農地として使えるような状態ではありませんでした。現場の状況から見て申請どおりの年月は経過していると思われ、農地への復元は困難な状態でした。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。
(なしの声あり)

議長 なしということで。調査員の報告では、承認との報告を受けましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。
(はいの声あり)

議長 それでは、議案第8号非農地判断については、承認と決定いたします。

議長 それではその他の項目に入ります。

(その他)

○令和4年度農業委員会最適化活動の目標設定について(事務局説明 省略)

議長 以上をもちまして第10回出水市農業委員会の定例総会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印